

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査対象団体 | 徳島都市開発株式会社（出資及び財政援助（貸付金）団体）                    |
| 2 所管部課   | 企画政策部 都市計画課                                    |
| 3 対象期間等  | 令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行した出資及び財政援助に係る出納その他の事務 |

#### 4 監査対象団体の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 目的     | 徳島駅前西地区市街地再開発事業の推進に協力し、かつ当該事業により建築される施設、建築物に関して合理的な管理・運営を行う。   |
| (2) 設立年月日  | 昭和54年3月1日  |
| (3) 事務所    | 徳島市元町1丁目24番地   |
| (4) 役員数    | 25人（常勤役員2人、社員6人、嘱託4人、契約社員13人）  |
| (5) 徳島市出資額 | 650,000,000円（徳島市出資比率53.7%）   |
| (6) 徳島市貸付金 | 2,110,172,000円（令和6年12月末現在）   |
| (7) 事業の内容  | ア 不動産の取得・処分<br>イ 不動産の賃貸・仲介<br>ウ 不動産の維持管理<br>エ 駐車場の管理及び運営<br>オ 衣料品、その他日用雑貨品及び清涼飲料、その他飲食物、生鮮食料品、一般食料品並びに植木、園芸品、専売品の販売<br>カ 娯楽遊戯施設、催し場及び喫茶飲食店の経営<br>キ 宣伝広告及びその代理業<br>ク 金融の斡旋及び保証<br>ケ 生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業及び受託業務<br>コ 商品販売促進のための調査・企画及び指導に関する業務<br>サ エレベーターの保守保全サービス<br>シ 市街地整備等のまちづくりに関する企画・調査・情報提供・事業推進業務<br>ス 地域活性化のための各種事業の実施及び受託業務<br>セ その他これらに付帯する事業 |

## 第2 監査の実施期間

令和7年1月17日から令和7年3月26日まで

## 第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資及び貸付金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係社員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

## 第4 監査の結果

徳島都市開発株式会社の出資及び財政援助に係る出納その他の事務の執行は、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

### ○団体（徳島都市開発株式会社）

#### 出資

##### 1 規則に定める帳票が適正に作成されていなかった。

経理規則第28条第1項第1号には「現金については、毎日所定の現金有高票を作成のうえ、手許現金残高の照合を行い、経理責任者の確認を受けなければならない」とあるが、令和6年9月1日以降、現金有高票が作成されていなかった。

経理規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

##### 2 現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。

金融機関に対する債務は全て返済条件について合意済であるが、未払金に含まれる株式会社そごう・西武に対する保証金等1,224百万円（令和6年1月末現在）の返済条件については将来的な協議が更に必要である。令和6年1末日現在の債務超過額が1,905百万円であることを鑑みれば、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。

現在の収益状況と債務のバランスを比較衡量すると、金融機関、徳島市に対する債務については、現在、返済が開始していない借入も多いことから、債務の返還が将来の大きな負担になることが懸念される。

加えて、株式会社そごう・西武への未払金に対する今後の返済条件の交渉次第では、当座の資金繰り等に重大な影響を及ぼす可能性を否定できない。

### ○所管部課（企画政策部 都市計画課）

#### 財政援助

##### 1 現状では貸付金を経営改善に活かすまでに至っていない。

貸付金について、所管部としては、キーテナントや集客力のある店舗の誘致の実現など効果があったとしている。しかし、資金貸借契約書によると、貸付金は、経営改善に必要な資金として貸付けるものとされている中、46期（R6.2.1～R7.1.31）は厳しい収支状況となることが見込まれ、安定的な経営状態にまで改善されたとはいえない。